

# ねんきんコーナー

## 学生には「学生納付特例制度」があります

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。ただし、学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

### 対象者

大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校など\*1に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が11.8万円以下\*2の方（平成19年度の所得基準）

\*1

夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。

\*2

扶養親族などがある場合や社会保険料控除などがある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

### 承認期間

平成20年4月～平成21年3月

### 承認を受けた期間は：

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。10年以内であれば在学期間の国民年金保険料を、社会人になってから納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

### 申請手続き

役場国民年金担当窓口でお早めに申請してください。申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金などが受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

### 申請に必要なもの

年金手帳・学生証の写しまたは在学証明書・印鑑（本人署名の場合は不要）など

### ★経済的に余裕がある場合

保険料を納付する方がおトクです。保険料の追納は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

### ★4月から「学生納付特例」の申請が簡素化

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方に ついては、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるようになりました。

### 平成20年度の年金額は据え置きになりました

総務省より、平成19年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が0.0%と公表されましたので、平成20年度の年金額については据え置きとなります。また、特別障害給付金についても据え置きになります。

### クレジットカードでお支払いいただけます！

2月から、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。

支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、カード会社からカード会員の方に請求する方法です。

クレジットカード納付では口座振替による当月末振替【早割】は適用されません。

また、1年前納・6カ月前納の割引額は現金納付の割引額となります。

※支払いいただける保険料は、「定額保険料」および「付加保険料+定額保険料」となります。（保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません）

※カード会社へのお支払回数は一回払いのみとなります。（分割払いやリボ払いなどにご利用いただけません）

○お問い合わせ  
高知社会保険事務局幡多事務所  
34-11616

# ねんきん相談

日時  
4月17日（木）  
午前10時～午後3時  
場所  
総合センター1階  
第1研修室  
（役場佐賀庁舎側）

国民年金・厚生年金・船員年金などの公的年金で、障害・遺族・老齢等給付を含め、知りたいことがありましたら、どんなことでもかまいませんので、高知社会保険事務局が実施している年金相談をご利用ください。  
相談に対応していた  
だくのは年金相談専門  
員です。お気軽にお越  
しくください。

○お問い合わせ  
佐賀総合支所  
総務課 住基戸籍係  
55-3701（直通）

